

四街道市国民保養センター鹿島荘の指定候補者の選定に関する審査の結果及び指定候補者の決定について

1 管理を行わせる施設の名称及び所在

- (1) 名 称 四街道市国民保養センター鹿島荘
- (2) 所 在 四街道市みそら3丁目625番地の7

2 指定候補者

- (1) 所 在 四街道市大日396番地 四街道市文化センター内
- (2) 名 称 公益財団法人四街道市地域振興財団
- (3) 代表者名 理事長 小川 治秀

3 指定期間（予定）

令和6年10月1日から令和10年3月31日まで

4 四街道市指定管理者選定評価委員会福祉施設等合議体の審査の経過

(1) 令和5年7月5日（水）

福祉施設等合議体会議の開催（選定第1回）

① 審査内容

指定管理者の募集方法等の審査

② 審査結果

指定管理者の募集に当たっては、公益財団法人四街道市地域振興財団を指名して行うこと及び指定期間を3年6ヶ月間とすることが適当である旨、市長に答申されました。

また、申請に際しては審査に付された申請要項、協定書案等によることとし、選定に際しては次に定める6項目の選定の基準に基づき、審査に付された指定候補者選定評価表により全体の6割以上の点数を獲得した場合に当該団体を指定候補者として選定することとされました。

- 1 施設設置の目的が達成できること。
- 2 施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- 3 利用者に対するサービスの維持向上が図られること。
- 4 市民の声が反映される管理が行われること。
- 5 四街道市国民保養センター鹿島荘の設置及び管理に関する条例の趣旨等に基づき、施設の効用を生かしながら、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- 6 事業計画に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有すること。

なお、四街道市国民保養センター鹿島荘の指定管理者募集に際し指定期間を3年6ヶ月間とした理由及び公益財団法人四街道市地域振興財団を指名した理由は、国民保養センター鹿島荘は、移転が延期となった四街道市クリーンセンターの附帯施設であること、また、公募により指定管理者がかかった場合には、3年6ヶ月という短期間で採算をとらなければならない、サービス向上や経費節減等の指定管理者制度のメリットが損なわれることが懸念されたことによるものです。

(2) 令和5年10月6日（金）

福祉施設等合議体会議の開催（選定第2回）

① 審査内容

四街道市国民保養センター鹿島荘の指定候補者の選定

② 審査事項

指定管理者指定申請者からの聞き取り、提出された事業計画書等の審査を行いました。指定候補者選定評価表（別紙）による採点の結果、公益財団法人四街道市地域振興財団が申請要項に定めた指定候補者の選定の基準を満たしていたことから、指定候補者に選定され、市長に答申されました。

5 指定候補者の決定

四街道市国民保養センター鹿島荘の指定候補者として公益財団法人四街道市地域振興財団を選定する旨の四街道市指定管理者選定評価委員会福祉施設等合議体の審査結果を得て、市は、四街道市国民保養センター鹿島荘の指定候補者を公益財団法人四街道市地域振興財団とすることに決定しました。